

官報

号外
昭和五十九年七月十二日

○第百一回 衆議院會議録 第三十四号

昭和五十九年七月十二日(木曜日)

議事日程 第三十号

昭和五十九年七月十二日

午後一時開議

第一 臨時教育審議会設置法案(内閣提出)

第二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 臨時教育審議会設置法案(内閣提出)

日程第二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福永健司君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

岡崎万寿君から、海外旅行のため、七月十六日から二十五日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 臨時教育審議会設置法案(内閣提出)

出

○議長(福永健司君) 日程第一、臨時教育審議会設置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長片岡清一君。

臨時教育審議会設置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔片岡清一君登壇〕

○片岡清一君 ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法の精神のつとめ、各般にわたる施策について必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成に資するため、総理府に臨時教育審議会を設置しようとするものであります。

本案は、去る三月二十七日本院に提出され、四月二十五日本院において趣旨説明及び質疑が行われ、同日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十五日森文部大臣より提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、六月十九日中曾根内閣総理大臣に対する質疑、七月四日委員派遣によるいわゆる地方公聴会、七月六日文部委員会との連合審査会を行うなど極めて慎重な審査を行いました。

質疑は、教育基本法と審議会における調査審議内容との関係、審議会委員の任命についての両議院の同意の必要性及び委員の選定基準、審議会の答申等の国会への報告及び審議内容の公開、教育の画一性の是正と個性尊重教育の実践、学歴偏重や有名校志向の社会的風潮の打破、偏差値偏重の解消、共通一次試験の改善、四十人学級の早期実現、教科書検定問題など広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、七月十日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案による審議会の答申等の国会報告規定及び委員の任命についての両議院の同意規定を設けること等を内容とする修正案が提出され、提案者を代表して自由民主党・新自由国民連合の深谷隆司君より趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して討論に付したところ、公明党・国民会議の市川雄一君及び民社党・国民連合の田中慶秋君から賛成、日本社会党・護憲共同の元信亮君及び日本共産党・革新共同の三浦久君から反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 討論の通告があります。順次これを許します。伊藤忠治君。

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、臨時教育審議会設置法案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

反対の第一の理由は、中曾根総理や森文部大臣が、国民合意の教育改革とか改革のための国民的広場などと繰り返し言明していますが、この臨時教育審議会が、国民の声が届くような人的構成や運営に全くなっていないのであります。

第二の理由は、法案の第一条で、その目的を「教育基本法の精神にのっとり」とうたわれているにもかかわらず、討論を通じて、教育基本法の枠にとられない審議を行い教育基本法の見直しすら行おうとする政府の態度が明らかになったこととであります。

周知のように、教育基本法は、国民の教育を受ける権利を基本に教育の民主化を推し進めてきた教育の憲法とも言うべき極めて重要な法律であります。その第十条は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と高らかに宣言しているものであります。

我が日本社会党・護憲共同は、日本の教育を再建し改革することにより、さかみかみ反対するものではありません。むしろ積極的に改革論を進めるべきだと考えているのであります。しかし、その改革論議は、まさに教育基本法の精神に基づき、国民の総意を最大限結集する中で行われなければならないものであります。審議会はまさにこのことを保障するものでなければならぬのであります。

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号 臨時教育審議会設置法案

しかるに、本法案は、委員の任命を国会同意とし、会議の公開は答申などの国会報告となつたものの、国会の側から公開要請の方途がなく、依然として我が国審議会制度の悪弊である密室性を克服してないものであります。

加えて重要なことは、審議会委員や専門委員の任命に当たつて具体的な選任基準がなく、教育基本法の改定を主張する人々をも任命する可能性があることでもあります。しかも、これら委員に守秘義務を課し、将来にわたつて審議内容を密包することは、まさしく民主主義の否定であります。

このように、国民の参加や国民への公開が保障されない本法案は、教育が直接国民全体に対して責任を持つて行われるべきであるとした教育基本法の精神に反するものであり、教育の荒廃を憂い、真の教育改革を求めてやまない国民に対する欺瞞であり、我が党がかねてから指摘してきた中曾根流教育改革の重大な危険性がここに露呈したと言わなければなりません。(拍手)

憲法は、国民に幸福を追求する権利があることを宣言し、その幸福追求権の具体的なものとして、国民の教育を受ける権利を定めています。子供の学習権は、時代の進歩、科学技術、文化の多様な発展に伴つて拡大され、等しく保障されなければなりません。子供の人格を尊重し、社会の発展に適應する若者をつくり上げる教育が要請されるゆえんであります。

ところが総理は、国会の答弁で、教育の弾力化、多様化を口にし、一例として、能力のある子は能力をさらに伸ばし、突っ張りの子にはそれなりの教育があると、能力主義に基づく学校制度、教育内容の改革を明らかにしているものであります。このことは、子供を差別し、一握りのエリート養成を目指す方向であり、教育の本質を踏みこじるものだと言わなければなりません。

二十一世紀が、科学技術や文化が多様に発展し国際化が進む社会であるとするならば、その時代に生きる青少年の一人一人に対して、多様な能力

を形成し、命をたつとび、平和を愛し、世界を正しく理解する力をはぐくまなければなりません。そのためには、自由で創造的な教育活動を保障し、その条件を整え、学校や地域社会が創意を凝らした教育の営みを発展させていくことであります。これこそが我が党が言う教育改革であり、教育基本法の精神に基づく改革の道でもあります。

また、教育の国際化を言うなら、今日の機動的な教科書検定はますます廃止すべきであります。特に、アジア諸国との友好関係を大切にしなければならぬときに、かつての侵略戦争の記述をゆがめるがごとき検定は、国際理解そのものの認識を全く欠いた行為と言わなければなりません。

今日、教育改革に対する国民の切なる願いは、非行、校内暴力、登校拒否など教育の荒廃の改革に直ちに着手することでありませう。地獄と言われる受験体制の改革も急がなければなりません。同時に、教育に金を惜しむことではなく、政府の責任において思い切つた教育財政の充実を図り、四十人学級の凍結解除、過大学校の解消、私学補助の増額、学校給食費の増額など教育条件の拡充を図ることでもあります。にもかかわらず、政府が行革書の言うがままに教育財政を一層削減することになれば、まさにこのことは教育改革への逆行となり、国民に対して裏切りになることを警告するものであります。

教育は国民のものであります。一部権力者に教育が支配されるようになったとすれば、それは再び過ちを繰り返すことになるではありません。教育基本法に違背するような総理直属の臨教審は、中曾根総理が改憲論者であることから、その地ならしとしての教育改革を推し進める危険な道に通ずることを警鐘打つるものであります。

我が日本社会党・護憲共同は、権力的な上からの教育改革ではなく、国民的な教育審議会を創設し、真に地域からの教育改革を進めることを言明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 池田行彦君。

〔池田行彦君登壇〕

○池田行彦君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、先ほど委員長から報告のありました臨時教育審議会設置法案に対し、賛成の意見を申し述べます。

戦後三十九年、我が国は、平和と民主主義を守り抜くとともに、目覚ましい経済的發展を遂げ、豊かでも平等な社会を築き上げ、国際社会においても重要な地位を占めるに至りました。このような輝かしい歩みを可能にした要因はいろいろございましょうが、中でも我が国の教育が大きくあずかつて力あったことは周知のところでございます。戦後における教育は、明治以来の初等教育の普及に加えて、教育の機会均等の理念のもと、義務教育年限の延長、中等教育、高等教育の普及等が図られ、教育の量的拡大、国民全体の教育水準の向上には著しいものがあります。

しかしながら、このような教育の拡充、さらには近年における社会の急激な変化は、教育のあり方に対しても大きな影響を与えており、今日、児童生徒の問題行動や過熱した受験競争等さまざまな問題が指摘され、もはや放置を許さない段階に至っております。今にしてこのような問題に適切に対処し、さらに一步を進めて、二十一世紀を展望しつつ、次代を担うに足る青少年の育成を目指す教育全般にわたる根本にさかのぼった改革を行わなければならない、我が国が将来にわたつて活力に満ちた社会を築いていくことはできません。教育改革が緊急かつ重要な課題であり、国民的要請にこたへる道であると思ふべきであります。

私は、このたびの教育改革を進めるに当たつては、特に情報化、高齢化、価値観の多様化あるいは国際化といった我が国社会の大きな変化に主体的に対応する能力を備え、また、知徳体の調和のとれた人間性豊かな国民の育成を図ることが重要であると考へます。そのためには、ひとり文部省のみならず、政府全体の責任において、しかも広

10111

く国民全体の意見を反映する形で、長期的展望に立つて改革に取り組むことが肝要であります。この意味から、臨時教育審議会を総理府に設置し、各界各層の人格識見とくにすぐれた方々を委員にお願いし、御審議いただくことは、まことに時宜にかなつた適切なものと信ずる次第であります。

(拍手)

次に、この法律案の内容に即して意見を申し述べます。

第一に、臨時教育審議会は、社会の変化及び文化の発展に対応する教育を実現することが緊急な課題であることにかんがみ、教育基本法の精神にのっとり、教育及びこれに関連する諸分野の諸施策について必要な改革を図ることにより、教育基本法に定める教育の目的の達成に資するものとして、総理府に設置することとされております。このことは、国民的要請である教育改革に取り組む政府の基本姿勢を示すものとして極めて適切であると考へます。

第二に、審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、調査審議の上答申するとともに、必要な意見を申し述べるとされ、また、内閣総理大臣はこれら答申、意見を尊重すべきことを規定しております。このことは、内閣総理大臣がこのたびの教育改革にみずから取り組む姿勢を明らかにするとともに、政府として責任を持つてその実現を図る趣旨を定めたものであり、高く評価されるところであります。

第三は、審議会の委員についてであります。教育は国民生活にかかわる国政の基本課題であることからして、審議会に広く国民の意見を反映させる必要があることはもとよりですが、とりわけ今次教育改革が教育及びそれに関連する分野の諸施策についても広く検討するものであることを考へれば、幅広い分野から委員を選ぶ必要があり、委員の数を二十五人以上としたことは妥当であると考へます。なお、教育改革推進の中心が文部大臣であることは当然であることからして、委

員の任命に当たって内閣総理大臣が文部大臣の意見を聞くこととした点は慎重な配慮をうかがわせます。

委員の任命については、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案による修正案により、両議院の同意を得なければならぬこととされました。審議会の委員は、真に国民各界各層の意見を代表することができ、また、国民の信頼と支持が得られる人格と識見を備えた方が公正に選ばれる必要があると、そのためには、国民の代表である国会の同意に係らしめることが適切であると考えるものであります。

第四に、審議会の答申等の国会への報告であります。

さきに述べた三党共同修正案において、内閣総理大臣が答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとされております。今日、教育改革は国民の最大関心事であり、また、我が国の将来を左右する最重要課題であるだけに、答申等を国会に報告して国会及び国民に問題の所在を明らかにし、議論を高めることは、国民各層から教育改革に対し一層幅広い協力を得る適切な方法であると考えます。

以上、法案に即して私の考えを述べてまいりました。

さて、教育には、本来これまで先人が築き上げてきた規範や知識を継承するという使命がありますが、一方、時代の変化や進展に対応できるように常に改善を加えていく必要があるものであります。私は、これまで先人が皆々として我が国の教育を発展充実させるために払われた御努力に対し深い敬意を表するものであります。今や国民の期待するところは、単なる改善というより、二十一世紀の我が国を担うにふさわしい青少年の育成を目指す一大教育改革にあると考えます。臨時教育審議会の設置は、まさにこの大改革の第一歩を踏み出すものであり、今後審議会、政府、国会と

らに国民全体の真剣な努力が教育改革に向けられることを願うものであります。

人づくりは国づくりの基本であります。このたびの教育改革を通じて、我が国のあすが物質的な豊かさのみでなく心の豊かさにあふれたものになることを期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(福永健司君) 日程第二、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第三、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事上草義輝君。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔上草義輝君登壇〕

○上草義輝君 ただいま議題となりました二法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引き上げ、標準給付の月額の上乗りの引き上げ等を行おうとするものであります。

本案は、去る三月二十一日本委員会に付託されました。本委員会におきましては、五月十五日山村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、七月五日及び十日の両日質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党・新自由国民連合提案に係る施行の期日を公布の日に変更する等と内容とする修正案について趣旨説明を聴取し、続いて、日本社会党・護憲共同、日本共産党・革新共同から、それぞれ反対討論が行われた後、採決に付し、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が附されました。次に、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格の安定を図るため、この法律が廃止するものとされている期限を昭和六十四年六月三十日まで延長することとし、あわせて、日本硫酸輸出株式会社の解散に伴い、その関係規定を整理するとともに、法律の題名を肥料価格安定臨時措置法に改めようとするものであります。

○議長(福永健司君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

措置法に改めようとするものであります。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号

租税特別措置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

一〇三四

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(福永健司君) 日程第四、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員理事中村正三郎君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔中村正三郎君登壇〕

○中村正三郎君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨十一日大蔵委員会において、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四党派により起草し、全会一致をもって成案とし、これを委員会提出の法律案とするに決したものであります。

御案内のとおり、さきに、政府提案による所得税法等の一部を改正する法律案の成立により、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与の収入限度額が八十八万円に引き上げられたところであり、最近における社会経済情勢にかんがみ、いわゆるパート主婦の配偶者控除の適用対象を緩和するため、その限度額をさらに二万円引き上げて九十万円とするものであります。

すなわち、昭和五十九年分以後の所得税について、所得税法本則で定める給与所得控除の最低控除額五十五万円を五十七万円とする特例を定めるとともに、これに伴う所要の調整措置を講ずるものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十九年度において約百五億円と見込まれるので、内閣の意見を求めましたところ、諸般の事情に照らしてやむを得ないとの意見が開陳されました。以上が、この法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時三十七分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 森 喜朗君
農林水産大臣 山村新治郎君

○朗読を省略した議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

雇用保険法等の一部を改正する法律
(通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律
農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律

土地改良法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る六日、人事院総裁内海倫君から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和五十八年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

記

異動前の官職名

氏名

農林水産大臣官房長 角道謙一

農林水産大臣官房総務審議官 塚田 実

農林水産大臣官房審議官 田中 宏尚

農林水産大臣官房経理課長 岩崎 充利

農林水産省経済局長 佐野 宏哉

農林水産省構造改善局長 森実 孝郎

農林水産省農畜園芸局長 小島 和義

農林水産省畜産局長 石川 弘

農林水産省食品流通局長 小野 重和

農林水産省技術会議事務局 関谷 俊作

食糧庁長官 松浦 昭

林野庁長官 秋山 智英

林野庁次長 後藤 康夫

水産庁長官 渡邊 文雄

水産庁次長 尾島 雄一

一、去る十日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、第百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名

氏名

経済企画庁調整局長 谷村 昭一

経済企画庁物価局長 赤羽 隆夫

経済企画庁調査局長 廣江 運弘

資源エネルギー庁次長 川崎 弘

自治大臣官房審議官 田井 順之

(政府委員承認)

一、去る六日、福永議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任命すること承認した。

(政府委員退任)

一、去る六日、中曽根内閣総理大臣から福永議長あて、第百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

異動後の官職名

異動年月日

林野庁長官 昭五九・七・六

農林水産省食品流通局長 同

農林水産大臣官房長 同

農林水産大臣官房総務課長 同

水産庁長官 同

(退) 同

(退) 同

(退) 同

(退) 同

農林水産省農畜園芸局長 同

農林水産省経済局長 同

農林水産省事務次官 同

農林水産省事務次官 同

昭五九・七・五

異動後の官職名

異動年月日

経済企画庁事務次官 昭五九・七・一〇

経済企画庁調整局長 同

経済企画庁審議官 同

日本銀行政策委員会経済企画庁代表委員 同

(退) 昭五九・七・五

農林水産大臣官房長 田中 宏尚

農林水産大臣官房審議官 吉國 隆

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号 朗読を省略した議長の報告

農林水産大臣官房経理課長 松下 一弘 農林水産省経済局長 後藤 康夫 農林水産省構造改善局長 井上 喜一 農林水産省農蚕園芸局長 関谷 俊作 農林水産省畜産局長 野明 宏至 農林水産省食品流通局長 塚田 実 農林水産省技術会議事務局局長 柳沢 欽也 食糧庁長官 石川 弘 林野庁長官 角道 謙一 林野庁次長 田中 恒寿 水産庁長官 佐野 宏哉 水産庁次長 齊藤 達夫	一、去る十日、福永議長は、中曽根内閣総理大臣 申し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任 命することを承認した。 経済企画庁調整局長 赤羽 隆夫 経済企画庁物価局長 斎藤 成雄 経済企画庁調査局長 横溝 雅夫 資源エネルギー庁次長 浜岡 平一	(政府委員任命) 一、去る六日、中曽根内閣総理大臣から福永議長 あて、六日議長において承認した田中宏尚外三 三名を、同日第百一回国会政府委員に任命した 旨の通知を受領した。 一、去る十日、中曽根内閣総理大臣から福永議長 あて、十日議長において承認した赤羽隆夫外三 名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨 の通知を受領した。 (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る六日、議長において、次のとおり常任委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大蔵委員 辞任 坂井 弘一君 補欠 草川 昭三君 辞任 草川 昭三君 補欠 坂井 弘一君 予算委員 辞任 草川 昭三君 補欠 坂井 弘一君	議院運営委員 辞任 坂井 弘一君 補欠 草川 昭三君 甘利 明君 小杉 隆君 小杉 隆君 甘利 明君	一、去る九日、議長において、次のとおり常任委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 上村千一郎君 補欠 伊吹 文明君 衛藤征士郎君 今井 勇君 伊吹 文明君 上村千一郎君 今井 勇君 衛藤征士郎君	社会労働委員 辞任 伊吹 文明君 補欠 谷 洋一君 今井 勇君 森下 元晴君 伊吹 文明君 中村正三郎君 今井 勇君 谷垣 禎一君	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 鳴崎 謙君 補欠 佐藤 徳雄君 鈴切 康雄君 池田 克也君 田中 慶秋君 滝沢 幸助君 佐藤 徳雄君 嶋崎 讓君 滝沢 幸助君 田中 慶秋君 池田 克也君 鈴切 康雄君	地方行政委員 辞任 左藤 恵君 補欠 三池 信君 中川 昭一君 三ツ林弥太郎君 古屋 亨君 堀島 大君 堀島 大君 古屋 亨君	三池 信君 左藤 恵君 三ツ林弥太郎君 中川 昭一君	法務委員 辞任 上村千一郎君 補欠 今井 勇君 大西 正男君 森 美秀君 今井 勇君 上村千一郎君	大蔵委員 辞任 堀島 大君 補欠 額賀福志郎君 大島 理森君 堀島 大君 額賀福志郎君 大島 理森君	文教委員 辞任 佐藤 徳雄君 補欠 鳴崎 謙君 池田 克也君 鈴切 康雄君 滝沢 幸助君 田中 慶秋君 鳴崎 謙君 池田 克也君 鈴切 康雄君 滝沢 幸助君 田中 慶秋君 田中 五月君	社会労働委員 辞任 今井 勇君 補欠 森下 元晴君 谷垣 禎一君 中川 昭一君 田中 慶秋君 江田 五月君 菅 直人君 今井 勇君 菅 直人君 田中 美智子君 菅 直人君 菅 直人君	農林水産委員 辞任 三池 信君 補欠 松田 九郎君 三ツ林弥太郎君 大島 理森君 大島 理森君 三ツ林弥太郎君 松田 九郎君 三池 信君	予算委員 辞任 工藤 晃君 補欠 田中美智子君 田中美智子君 工藤 晃君	一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 森 美秀君 補欠 大西 正男君 大西 正男君 森 美秀君	外務委員 辞任 鍵田忠三郎君 補欠 森 美秀君 近藤 元次君 堀島 大君 堀島 大君 近藤 元次君 鍵田忠三郎君 堀島 大君	大蔵委員 辞任 堀島 大君 補欠 近藤 元次君 堀島 大君 堀島 大君 近藤 元次君 堀島 大君 堀島 大君 堀島 大君	農林水産委員 辞任 神田 厚君 補欠 横手 文雄君 神田 厚君 横手 文雄君 横手 文雄君 神田 厚君 神田 厚君 神田 厚君	建設委員 辞任 前川 昇君 補欠 前川 昇君 前川 昇君 前川 昇君 前川 昇君 前川 昇君 前川 昇君 前川 昇君
---	--	--	--	--	---	--	---	--	--	---	--	---	--	---	---	---	---	---	--	---

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号 朗読を省略した議長の報告 臨時教育審議会設置法案及び同報告書

森中 守義君 井上 一成君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

補欠

沼川 洋一君 大橋 敏雄君
大橋 敏雄君 沼川 洋一君

(議案提出)

一、昨十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (大蔵委員長提出)

(議案受理)

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国民教育審議会設置法案

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

男女雇用平等法案 (多賀谷貞穂君外七名提出、衆法第四〇号) 社会労働委員会 付託

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国民教育審議会設置法案 (久保巨君外二名提出、参法第一五号) (予) 内閣委員会 付託

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (粕谷照美君外一名提出、参法第一六号) (予) 文教委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日本育英会法案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出

案を参議院に送付した。

男女雇用平等法案 (多賀谷貞穂君外七名提出)

一、今十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (大蔵委員長提出)

(議案通知)

一、去る六日、次の内閣提出案 (参議院回付) に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

雇用保険法等の一部を改正する法律案 (議案通知書受理)

一、去る六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等に関する質問主意書 (柴田睦夫君提出)

(審判通知書受理)

一、去る六日、内閣から、衆議院議員田中美智子君提出名古屋都市高速道路の財政問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、衆議院議員沼次郎君提出米軍への提供普通財産の管理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君

提出玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員近江巳記夫君提出「報償費」に関する質問に対して、質問事項について調査する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

臨時教育審議会設置法案

右国会に提出する。

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

臨時教育審議会設置法

(目的及び設置)

第一条 社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法 (昭和二十二年法律第二十五号) の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要なる改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広く、かつ、総合的に検討を加え、必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(答申等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に對

する答申又は同条第二項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)

第五条 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第九条 審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、文部事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)
第十条 この法律に定めるもののほか、審議会に
関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十九年六月三十日までの
間において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七
号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中日本国有鉄道再建監理
委員会の項の次に次のように加える。

臨時教育
審議会
臨時教育審議会設置法(昭和
五十九年法律第 号)の
規定によりその権限に属せし
められた事項を行うこと。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日か
ら起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理 由

社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実
現の緊要性にかんがみ、各般にわたる施策につき
必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成
に資するため、教育及びこれに関連する分野に係
る諸施策に関し必要な改革を図るための方策に関
する基本的事項について調査審議する機関として、
総理府に臨時教育審議会を置く必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

臨時教育審議会設置法案(内閣提出)に関す
る報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、社会の変化及び文化の発展に対応す
る教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法
の精神にのっとり、その実現を期して各般にわ
たる施策につき必要な改革を図ることにより、
教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時

教育審議会(以下「審議会」という。)を設置しよ
うとするもので、その主な内容は次のとおりで
ある。

1 所掌事務等

(1) 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、
教育及びこれに関連する分野に係る諸施策
に関し、必要な改革を図るための方策に関
する基本的事項について調査審議すること。

(2) 審議会は、(1)の事項に関して、内閣総理
大臣に意見を述べることが出来るものとす
ること。

(3) 内閣総理大臣は、(1)の諮問に対する答申
又は(2)の意見を尊重しなければならないも
のとすること。

2 委員及び会長

(1) 審議会は、委員二十五人以内で組織する
こと。

(2) 委員は、人格識見共に優れた者のうちか
ら、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大
臣が任命すること。

(3) 委員は、非常勤とすること。

(4) 審議会に、会長を置き、委員のうちか
ら、内閣総理大臣が指名すること。

3 専門委員

(1) 審議会に、専門の事項を調査審議させる
ため、専門委員を置くことができるものと
すること。

(2) 専門委員は、学識経験のある者のうちか
ら、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大
臣が任命すること。

(3) 専門委員は、非常勤とすること。

4 資料の提出等の要求

審議会は、国の関係行政機関の長に対し
て、資料の提出、意見の開陳、説明その他の
必要な協力を求めることができるものとす
ること。

5 事務局

審議会の事務を処理させるため、審議会

に、事務局を置き、事務局長には、文部事務
次官をもつて充てること。

6 政令への委任

この法律に定めるもののほか、審議会に関
し必要な事項は、政令で定めることができる
ものとすること。

7 施行期日等

(1) この法律は、昭和五十九年六月三十日ま
での間において政令で定める日から施行す
ること。

(2) この法律は、施行の日から起算して三年
を経過した日に効力を失うものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、社会の変化及び文化の発展に対応す
る教育の実現の緊要性にかんがみ、おおむね妥
当なものと認めるが、答申等の国会報告に関す
る規定及び委員の任命についての両議院の同意
に関する規定を設けるとともに、施行期日につ
いて修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十九年七月十日

衆議院議長 福永 健司殿

内閣委員長 片岡 清一

(別紙)

(小字及び一は修正)

(答申等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に対
する答申又は同条第二項の意見(〇を受けたとき
特別職の職員に就任する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)
(総理府設置法の一部改正)
特別職の職員に就任する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百五十二号)の
第一條第九号の次に次の一号を
第十九条 臨時教育審議会委員

臨時教育審議会
権限に属せしめられた事項を行うこと。

臨時教育審議会設置法(昭和五十九年法律第 号)の規定によりその

申等(以下、これを尊重しなければならない。
2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告
するものとすること。

(委員)

第五条 委員は、人格識見共に優れた者のうちか
ら、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が
任命する。

2 内閣総理大臣は、前項の委員を任命しようとするときは、両
議院の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため
に前項に規定する両議院の同意を得ることができないときは、
内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、第一項に定める資
格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の
承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後
の承認を得られなるときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員
を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができ
ないとき認めるときは、委員に職務上の義務違反その他委員たる
に不適当な非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、
これを罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならな
い。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範
間において政令で定める日から施行する。ただし、
第五條第一項中文部大臣の意見を聴くことに関する部分及
び同条第二項の規定は、公布の日から施行する。

臨時教育審議会設置法案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十九年七月十二日 衆議院会議録第三十四号

臨時教育審議会設置法案及び同報告書

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号 農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇三八

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月二十一日
内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二倍に相当する額にその相当する額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その相当する額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万六千八百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十万五千円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 八十万六千八百円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上二十年未満であるものに係る年金 六十萬六千八百円
ニ 六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十萬五千円

ハ 六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る年金 四十八萬四千円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十萬三千四百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 五十三萬九千四百円
ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十九萬八千二百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十九年三月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第一条の十一第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受け遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一条の十二第三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の一」とあるのは「第一条の十五第四項各号の一」と、「第九項第三号」とあるのは「又は同条第六項」と、「第九項第三号」とあるのは「同条第四項第三号」と、「及び第十項」とあるのは「及び第一条の十五第六項」と、「ただし、第一項、第二項又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中「第九項又は第十項」とあるのは「第一条の十五第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替へるものとする。

8 第一項から第四項まで又は前二項の規定の適用を受ける遺族年金については、その額(その額につき第四項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ。)が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 五十三萬三千五百円
二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 四十萬円
三 第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第二条の二十五の次に次の一条を加える。
(昭和五十九年度における新法の規定による年金の額の改定)
第二条の二十六 昭和五十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次項において「昭和五十八年三月以前の新法の規定による年金」と総称する。)であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前の期間を含むものについては、昭和五十九年三月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額又は平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額とみなして、法三十九年改正法附則又は四十一年改正法附則第三条の規定を

適用して算定した額に改定する。この場合において、第二条の二十二第一項後段の規定を準用する。

一 前条第二項に規定する年金でその基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前の期間を含むもの、当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)又は当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額

二 昭和五十六年四月一日以後昭和五十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十六年四月一日以後昭和五十八年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金(次項第四号において「昭和五十六年度及び昭和五十七年度の新法の規定による年金」と総称する。)でその基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前の期間を含むもの、その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の仮定年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十

万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額(その額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円)又はその給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額

2 昭和五十八年三月以前の旧法の規定による年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額又は旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十二年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、第二条の二十二第一項後段の規定を準用する。

一 前項第一号に掲げる年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)又は当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額

算定の基礎となつた平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)

三 前項第二号に掲げる年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)又は当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額

四 昭和五十六年度及び昭和五十七年度の新法の規定による年金(前号に掲げる年金を除く。)その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)又は当該年金の額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金の額の改定の場合について、

て準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金の改定の場合について準用する。
(昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四条の十一 前条第一項の規定の適用を受け、通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。

この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十五万二千二十四円」と、同条第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十五第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とある

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇四〇

の「五十五万二千二十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十六第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と」、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二(昭和五十一年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の別表第一の二)」と読み替えるものとする。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、昭和五十九年四月分以後、その額を、第四条第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十五万二千二十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十六第二項」と読み替えるものとする。

4 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十八年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退職年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十九年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条及び第六条中「第二条の二十五」を「第二条の二十六」に改める。

別表第十の次に次の一表を加える。

年 額 の 区 分	率	額
一、一〇〇、〇〇〇円未満	一・〇一一	
一、一〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三二円未満	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二、六三二円以上	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与	月 額
第一級	七、〇〇〇円	七八、五〇〇円未満	八二、五〇〇円未満
第二級	八、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上	八七、五〇〇円未満
第三級	八、五〇〇円	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満
第五級	九、五〇〇円	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円未満
第六級	一〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満
第七級	一〇、五〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円未満
第八級	一一、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上	一一七、五〇〇円未満
第九級	一一、五〇〇円	一一七、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円未満
第十級	一二、〇〇〇円	一二二、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円未満
第十一級	一二、五〇〇円	一二七、五〇〇円以上	一三二、五〇〇円未満
第十二級	一三、〇〇〇円	一三二、五〇〇円以上	一三七、五〇〇円未満
第十三級	一三、五〇〇円	一三七、五〇〇円以上	一四二、五〇〇円未満
第十四級	一四、〇〇〇円	一四二、五〇〇円以上	一四七、五〇〇円未満
第十五級	一四、五〇〇円	一四七、五〇〇円以上	一五二、五〇〇円未満
第十六級	一五、〇〇〇円	一五二、五〇〇円以上	一五七、五〇〇円未満
第十七級	一五、五〇〇円	一五七、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円未満
第十八級	一六、〇〇〇円	一六二、五〇〇円以上	一六七、五〇〇円未満
第十九級	一六、五〇〇円	一六七、五〇〇円以上	一七二、五〇〇円未満
第二十級	一七、〇〇〇円	一七二、五〇〇円以上	一七七、五〇〇円未満
第二十一級	一七、五〇〇円	一七七、五〇〇円以上	一八二、五〇〇円未満
第二十二級	一八、〇〇〇円	一八二、五〇〇円以上	一八七、五〇〇円未満
第二十三級	一八、五〇〇円	一八七、五〇〇円以上	一九二、五〇〇円未満
第二十四級	一九、〇〇〇円	一九二、五〇〇円以上	一九七、五〇〇円未満
第二十五級	一九、五〇〇円	一九七、五〇〇円以上	二〇二、五〇〇円未満
第二十六級	二〇、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円以上	二〇七、五〇〇円未満
第二十七級	二〇、五〇〇円	二〇七、五〇〇円以上	二一二、五〇〇円未満
第二十八級	二一、〇〇〇円	二一二、五〇〇円以上	二一七、五〇〇円未満
第二十九級	二一、五〇〇円	二一七、五〇〇円以上	二二二、五〇〇円未満
第三十級	二二、〇〇〇円	二二二、五〇〇円以上	二二七、五〇〇円未満
第三十一級	二二、五〇〇円	二二七、五〇〇円以上	二三二、五〇〇円未満
第三十二級	二三、〇〇〇円	二三二、五〇〇円以上	二三七、五〇〇円未満
第三十三級	二三、五〇〇円	二三七、五〇〇円以上	二四二、五〇〇円未満
第三十四級	二四、〇〇〇円	二四二、五〇〇円以上	二四七、五〇〇円未満
第三十五級	二四、五〇〇円	二四七、五〇〇円以上	二五二、五〇〇円未満
第三十六級	二五、〇〇〇円	二五二、五〇〇円以上	二五七、五〇〇円未満

第三十七級	四〇〇、〇〇〇円
第三十八級	四一〇、〇〇〇円
第三十九級	四二〇、〇〇〇円
第四十級	四三〇、〇〇〇円
第四十一級	四四〇、〇〇〇円
第四十二級	四五〇、〇〇〇円

第三十九条第一項第二号中「第八号」を「第七号」に改める。

附則第七条第一項中「次条第一項」を「次条第三項」に改める。

附則第八条を次のように改める。

（退職年金及び障害年金の特例）

第八条 六十五歳以上の者に係る退職年金については、第三十六條及び第三十六條の二の規定により算定した額が八十万六千八百円より少ないときは、当分の間、第三十六條及び第三十六條の二の規定による退職年金の額は、八十万六千八百円とする。

2 第三十六條及び第三十六條の二の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が八十万六千八百円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とし、みなして、同項の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる障害年金については、第三十九條の二及び第三十九條の三の規定（昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で改正前の法第三十八條の規定による退職一時金又は第四十五條の規定による障害一時金（当該障害一時金とみなされる給付を含む。）の支給を受けたものに係る障害年金にあつては、第三十九條の二及び第三十九條の三並びに改正

三九五、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円未満
四〇五、〇〇〇円以上	四一五、〇〇〇円未満
四一五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
四二五、〇〇〇円以上	四三五、〇〇〇円未満
四三五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満
四四五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円以上

前の法第三十九條の四の規定。以下この条において同じ。）により算定した額が当該各号に掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額より少ないときは、当分の間、当該金額を第三十九條の二及び第三十九條の三の規定による障害年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 八十万六千八百円

二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上二十年未満であるものに係る障害年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十万五千四百円

4 第三十九條の二及び第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が前項各号に掲げる障害年金の区分に応じ当該各号に定める額より少ないときは、その者を当該各号の規定に該当する者とし、みなして、同項の規定を適用する。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）
 第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。
 附則第四條第十号中「五百二十八万円」を「五百四十万円」に改める。

百四十万円」に改める。
 附則第七條第六項中「第一條の十四第一項」を「第一條の十五第一項」に改める。

附則第七條の二中「七十九万二千百円」を「八十万六千八百円」に改める。

附則第十二條第三項第一号中「七十九万二千百円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千四百円」に改め、同項第三号中「三十九万五千五百円」を「四十万三千四百円」に改める。

附則第十五條の二第一項第一号中「七十九万二千百円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千四百円」に改める。

附則
 （施行期日）
 第一條 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）
 第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十九年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が七万五千円である者又は四十四万円である者（給与月額が四十四万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十條第一項の規定による標準給与の月額とみなして、給与月額とみなして、改定する。

（退職年金等の額の特例に関する経過措置）
 第三條 改正後の法附則第八條第三項及び第四項並びに第三條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

並びに第三條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正後の三十九年改正法」という。）附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付について、昭和五十九年三月分以後適用する。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）
 第四條 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第五條 前三條に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由
 農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上上限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
 議案の要旨及び目的
 本案は、他の共済制度に準じて給付改善を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇四

昭和五十九年度一般会計予算（農林水産省所

月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定に

する規定の施行に関して必要な事項は、政令で

五 農林漁業団体の経営基盤の強化に努めるとと

と。
右決議する。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月二十日

衆議院議長 福永 健司殿
参議院議長 木村 睦男

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律

肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料価格安定臨時措置法

第一条中「あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備し」を削る。

第二条第一項中「第五条の輸出会社を除き、」を削る。

第五条から第十三条までを削る。

第十四条中「又は第十一条第一項及び並びに輸出会社の行なう正当な行為」を削り、同条第二号中「若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項」を「又は第三項」に改め、同条第三号中「次条第五項」を「次条第三項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「若しくは第三項又は第四項」を「若しくは第三項」に、「又は第三項」に改め、同条を第五条とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第六項とする。

第十六条第二項中「（輸出会社を除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第七項とする。

第十七条の前の見出し及び同条を削る。

第十八条中「第十六条第一項若しくは第二項」を「前条第一項」に、「これらの」を「同項の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八条とし、同条の前の見出しとして「（罰則）」を付する。

第十九条中「前二条」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第九条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

附則第二項中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十四年六月三十日」に改め、附則第三項から第六項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林水産省設置法の一部改正）
3 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第十号中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改め

る。

（通商産業省設置法の一部改正）

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百

七十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第四号中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

5 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九十七條のうち、農林水産省設置法第三條の次に一條を加える改正規定中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

第百八條のうち、通商産業省設置法第三條の次に一條を加える改正規定中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

【別紙】

附 則

（農林水産省設置法の一部改正）

3 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第十号中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第四号中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

二 議案の修正議決理由

最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格の安定を図るうとする本案の措置は妥当と認めるが、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が昭和五十九年七月一日で施行されたことに伴い、同法による改正後の農林水産省設置法及び通商産業省設置法の規定中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改めること等の必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十九年七月十一日

農林水産委員長 阿部 文男

衆議院議長 福永 健司殿

（小字及び一は修正）

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一〇四四

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

15 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九十七条のうち、農林水産省設置法第三条の次に一条を加える改正規定中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

第九十八条のうち、通商産業省設置法第三条の次に一条を加える改正規定中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

〔別紙〕

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近の農業及び化学肥料工業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、本法の施行に当たつては、国際肥料事情にも対処しつつ、肥料の價格及び需給の安定が図られるよう左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農畜産物價格のコスト低減が要請されている今日の情勢にかんがみ、肥料價格の安定を図るため、特定肥料の價格取決めに当たつては、化学肥料工業の構造改善基本計画等に基づく合理化メ리트が今後とも適正に反映されるよう指導すること。

また、併せて價格取決め交渉の公正と実効を

期すること。

二 化学肥料工業の構造改善については、産業構造審議会の答申の趣旨を配慮しつつ、早期に生産コストの低減が進められるよう指導すること。

また、化学肥料工業の設備処理等に当たつては、雇用及び地域経済に及ぼす影響を十分考慮し、その安定が図られるよう積極的に指導すること。

三 肥料の供給に当たつては、国内需要の優先確保が図られるよう従来と同様に需給見通しを作成し、これに基づいて輸出の承認を行うこと。

四 肥料の輸送体系の変化に対応しつつ、交錯輸送の是正等流通改善を積極的に指導し、販売経費の節減に努めること。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十九年七月十一日

提出者

大蔵委員長 瓦 力

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。

第二章第一項第八号中「事業所得の金額」の下に「給与所得の金額」を加える。

第二章第三節中第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四の次に次の一条を加える。

(給与所得控除の最低控除額等の特例)

第二十九条の五 昭和五十九年以後の各年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が百四十二万五千円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、五十七万円(当該収入金額が五十七万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額)とする。

2 昭和五十九年以後の各年において、その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上五十七万七千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、ないものとする。

二 その年中の給与等の収入金額が五十七万七千円以上百四十一万九千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から五十七万円を控除した残額とする。

三 その年中の給与等の収入金額が百四十一万九千円以上百四十二万二千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十四万九千円とする。

四 その年中の給与等の収入金額が百四十二万二千円以上百四十二万四千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八

十五万四千円とする。

五 その年中の給与等の収入金額が百四十二万四千円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万四千円とする。

8 所得税法第九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等(同条第一号に規定する給与等をいう。)の金額が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定(同法別表第七の付表を含む。)にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を前項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二十九条の五第三項の規定は、昭和五十九年中に支払うべき同項に規定する給与等での最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

3 施行日前に昭和五十九年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は

当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法第二十九条の五の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、給与収入のある配偶者の配偶者控除の適用所得要件を緩和する等のため、昭和五十九年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額の特例を設ける等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約百五億円である。

昭和五十九年七月十二日 衆議院會議録第三十四号

一〇四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三 四二(大内) 千 105

一定価一
一〇円部